2024年９月１日

優生保護法問題の全面解決に向けた提言

　　　　　　　　　　　　　　　　優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会

　　　　　　　　　　　　　　　　（略称：優生連）

2024年７月３日、最高裁判所大法廷は、優生保護法被害国賠訴訟で、原告側の主張を全面的に認め、国に賠償を命じる判決を言い渡しました。

判決では、優生保護法は個人の尊厳を保障する憲法第13条と法の下の平等を定めた憲法第14条１項に違反するとしました。そして、不良な子孫の淘汰を目的とする優生条項は、立法当時の社会状況を勘案したとしても正当化できないとし、違憲の法律を作った国会議員の立法行為は違法だったと述べています。

また、国が長きにわたり、優生政策を積極的に推進し障害のある人を差別し、重大な人権侵害を生じさせたこと、優生条項が削除された後も賠償（補償）はしないという立場をとり続けてきたこと、訴訟提起の後に作られた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（一時金支給法）」も、国の賠償責任を前提とすることなく「見舞金」の支給にとどまったこと等を列挙し、このような国の加害責任の大きさに照らすと、「除斥期間の経過を理由に請求権が消滅したとして国が損害賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することはできない」と述べています。さらに、これまでの最高裁判例そのものを変更し、国による除斥期間の主張は、「信義則に反し、権利の濫用として許されない」として、国に賠償を命じました。

私たちは、この判決を高く評価するとともに、国に対して、すべての被害者の人権回復、優生思想及び障害者に対する差別偏見の根絶に向けた具体的な取り組みを求めます。

被害者はすでに高齢で、一刻の猶予も許されません。私たち優生連は、最高裁判決を踏まえ更にそれを凌駕する視点から、早期の優生保護法問題の全面解決の実現のために、以下について提言します。

A　優生保護法被害に対する国の責任の明確化と謝罪について

１．国会で謝罪決議をすること

　上記の最高裁判決で、国会の責任が厳しく断罪されている結果を受け止め、衆参両院において謝罪決議を

行なうこと

Ｂ　新たな優生保護法被害を賠償（補償）する法律について

１．法律の名称と目的

（1）この法の名称には、①優生手術等被害者の人権回復、②賠償（補償）を含むこと。

例えば、「優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の人権回復と損害賠償に関する法律」など

（2）この法の目的は、以下とすること

①優生手術等の被害者への謝罪

②被害者の尊厳の回復と賠償（補償）

③調査・検証

④優生思想の否定と再発防止

２．国の責任と謝罪を明文化

1. 法律において、国が責任の主体であること、ならびに被害者への謝罪と全面解決に向けた決意を明文化すること
2. 国は以下の事項についての謝罪を明文化すること

①優生手術等により心身に大きな傷を与え、障害等を理由に「不良」との烙印を押して人間としての尊厳を侵したこと

②個人が子どもを生むか生まないかの選択・決定権を奪ったこと

③手術後も、痛みや体調不良など身体や精神へのさまざまな苦痛を与え続け、その後の人生の可能性をゆがめたこと

④積極的に優生政策を推進し、障害者等に対する差別偏見を正当化・固定化し、さらに助長してきたこと

⑤強制や欺罔等の手段を用いて、優生手術等が国の優生政策によることを被害者に認識できない仕組みを作ってきたこと

⑥優生保護法のずさんな運用を容認し、より深刻な人権侵害を引き起こしたこと

⑦母体保護法に改定した後も、優生政策を人権侵害と認めず、被害を賠償（補償）せず放置し続けたこと

⑧優生手術等に関する記録や資料等の公文書を散逸・消滅させ、被害の証明や実態調査・検証を困難にしたこと

(３）優生保護法および国の優生政策のもとで、都道府県等自治体が積極的に優生施策を推進した責任につい

て明記し、都道府県等自治体においても、被害者への謝罪と人権回復に向けた取り組みを行なうよう求めること

３．優生思想の否定と「性と生殖の健康/権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の尊重

（1）法律の前文で、優生思想（優生学にもとづく非障害者優先主義）をはっきりと否定すること

（2）障害のあるなしにかかわらず、子どもを生むか生まないかを自分で決める権利「性と生殖に関する健康/権

利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ=SRHR）」が尊重され、この実現のためには、誰もが必要な

支援を得ることができ、教育や情報が提供されること（1996年優生保護法が母体保護法に改定された時の

附帯決議を実現すること）。

４．被害を償うに足りる賠償（補償）

立法措置により、裁判の提訴・未提訴を問わずすべての被害者に対し、その人生被害を償うに足りる賠償（補償）を行なうこと

５．対象者

賠償（補償）の実施にあたっては、以下の者を対象とすること

(１)現在、「一時金支給法」で補償対象となっている、優生保護法下で疾病や障害を理由に優生手術を強いら

れた者と子宮・卵巣・睾丸の摘出やレントゲン照射など生殖を不能とする処置を受けた者に加えて、疾病や

障害を理由に人工妊娠中絶を強いられた者

1. 母体保護法（1996～）下で、疾病や障害を理由に不妊術を強いられた者と生殖を不能とする処置を受けさ

せられた者、疾病や障害を理由に人工妊娠中絶を強いられた者

(3) 国民優生法（1940～1948）下で、疾病や障害を理由に優生手術を強いられた者と生殖を不能とする処置を

受けた者、疾病や障害を理由に人工妊娠中絶を強いられた者

（4）上記の優生手術等や人工妊娠中絶を強いられた者の配偶者

６．請求期限

　すべての被害者への賠償（補償）を実現すべく、請求期限は設けないこと

Ｃ　新たに優生保護法被害を賠償（補償）する法律の関連事項について

１．被害の認定機関

　被害の認定機関はこども家庭庁（政府）ではなく、独立した機関とする。この独立した機関の構成は、優生保護法問題に取り組んできた障害当事者と支援者（弁護士・優生連等）、障害関係団体、研究者等を含み、障害種別やジェンダーバランスに考慮したものとすること

２．被害者への情報の周知の徹底、および相談・申請窓口の整備

（1）文字、点字、手話通訳、筆談やチャット、わかりやすい言葉等による情報保障など、合理的配慮がなされた

相談・申請窓口を整備すること。窓口の設置・整備にあたっては、障害当事者団体と協議すること

（2）申請は本人だけでなく、家族や代理人でも可能とすること

（3）すべての被害者への賠償（補償）を実現すべく、国や自治体は、広報・周知を工夫・徹底すること。都道府県

　　に被害回復に向けた機関を設置し、被害者情報の収集と賠償（補償）に関する入念かつ細やかな情報周知

や相談、申請の支援を実施すること

(4) 国や自治体が公文書等で個人名を把握している被害者に対しては、本人あるいは関係者の名誉を回復す

るために、プライバシー保護に十分配慮しつつ、優生手術等の実施が誤りであったことを伝えて謝罪し、賠償（補償）につなげる個別通知を行なうこと

（5）すべての被害者に謝罪とともに賠償（補償）を届けることができるよう、未だに沈黙を強いられている被害者を

含め優生保護法被害の実態解明および被害者の掘り起こしのために、都道府県や市町村が、行政・医療機

関・高齢者や障害者関係の福祉施設・教育機関等が所有する個人情報を含む記録等の調査・収集ができ

る法的根拠を定めること。また、そのための人的配置を含む十分な予算措置を行なうこと

Ｄ 優生保護法問題の真相究明・恒久対策について

１．社会全体への被害回復に関する情報の周知と啓発

国や自治体は、被害回復に関する情報について、メディアの利用等さまざまな手段を駆使して、広く社会に向けて発信するとともに、医療・福祉・教育の現場等における情報周知・啓発を徹底すること

２．真相究明、再発防止のための施策の実施

二度と同じ過ちを繰り返さないため、独立した第三者機関を国や都道府県に設置し、調査・検証等の施策を実施すること。この独立した第三者機関の構成は、被害当事者、優生保護法問題に取り組んできた障害当事者と支援者（弁護士・優生連等）、障害関係団体、研究者等を含み、障害種別やジェンダーバランスに考慮したものとすること。調査・検証にあたっては、特に以下の点に重点を置くこと

①なぜこのような法律がつくられたのか

②なぜこの法律が50年近くも続いてきたのか

③なぜ優生条項撤廃（1996年）以降、被害者に適正な対応がなされてこなかったのか

④いつ、どこで、どのような被害が起きていたかの全国的な実態の把握

⑤優生保護審査会の審査実態

⑥国や地方自治体の行政やマスメディア・医療・福祉・教育・市民社会が果たした役割

⑦優生保護法から母体保護法への改定以降の実態調査

３．優生思想・障害者に対する偏見差別の根絶にむけた立法措置および施策の推進

優生思想および障害者に対する偏見差別の根絶にむけ、立法措置および教育、啓発等の施策を実施すること。あらゆる分野に影響を及ぼす基本法を作り、その中核には「優生思想は絶対に許さない」とする姿勢を明確に据えること（例えば、「優生思想根絶基本法」といったイメージ）。立法にあたっては、特に、以下の点に留意すること。

（1）障害者権利条約および総括所見の完全実施

（2）障害者差別解消法や障害者基本法など関係法令との整合性

（3）教育の中で優生保護法に関する学習を組み込むとともに、「性と生殖に関する健康/権利（セクシュアル・リ

プロダクティブ・ヘルス/ライツ）」を含めた包括的な性教育を実施すること

（4）教育・医療・保健・福祉等の対人支援職種に対する人権教育と包括的な性教育研修の実施

（5）優生保護法及びその被害に関する資料・記録を保存し、事実を伝え、研究し学ぶ場である資料館等を設け

ること

４．継続的な協議の場の設置

被害と尊厳の回復、優生思想に基づく偏見差別の根絶にむけた施策の検証など、優生保護法問題の解決のための諸課題について、被害者、障害当事者と支援者（弁護士・優生連等）、障害関係団体、研究者等との継続的な協議の場を設置すること。

これに先立って、他の人権裁判と同様に、国と原告・弁護団との間で、早急に恒久対策等を盛り込んだ合意を締結すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

私たち優生連は、優生保護法問題の全面解決をめざして、この提言をもとに政府や国会および関係機関との交渉・調整をすすめていきます。

なお、今後の推移をみながら、必要に応じて修正や加筆を行なうこともあります。

優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会　構成団体（五十音順）

1. 一般財団法人全日本ろうあ連盟
2. おおさか旧優生保護法を問うネットワーク
3. 旧優生保護法裁判を支援する福岡の会
4. きょうされん
5. 強制不妊訴訟不当判決にともに立ち向かうプロジェクト
6. 公益社団法人大阪聴力障害者協会
7. 滋賀県優生保護法被害者情報公開請求訴訟支援有志
8. 静岡県聴覚障害者強制不妊手術調査委員会
9. 全国青い芝の会
10. 全国自立生活センター協議会
11. 全国「精神病」者集団
12. DPI女性障害者ネットワーク
13. DPI日本会議
14. 日本障害者協議会（JD）
15. ピープルファーストジャパン
16. 母体保護法下の不妊手術・中絶手術被害者とともに歩む会
17. 優生手術に対する謝罪を求める会
18. 優生手術被害者とともに歩むあいちの会
19. 優生手術被害者とともに歩むみやぎの会
20. 優生保護法裁判を支援する大分の会
21. 優生保護法による被害者とともに歩む兵庫の会
22. 優生保護法被害者とともに歩む熊本の会
23. 優生保護法被害者を支える市民の会・北海道
24. 優生保護法を考える新潟の会